

国海安第 103 号の 2
令和 7 年 10 月 15 日

別紙 関係団体担当理事等 殿

国土交通省海事局安全政策課長
鈴木 長之
(公印省略)

船舶検査心得の一部改正について（通知）

脂肪酸メチルエステルや植物油等（以下「バイオ燃料」という。）と重油又は軽油等との混合物（以下「バイオ燃料混合油」という。）について、バイオ燃料の体積が 25%を超えるものについては従来から国際バルクケミカルコード（IBC コード）において液体化学薬品として定義されているところですが、令和 7 年 4 月に開催された第 83 回海洋環境保護委員会（MEPC83）において、バイオ燃料混合油の内、バイオ燃料の体積が 25%を超え 30%以下のものを他船への供給目的で運送する場合は、油タンカーでの輸送を認める暫定ガイダンス（MEPC.1/Circ.917）が承認されました。

今般、当該ガイダンスの GHG 排出削減に資するバイオ燃料の利用拡大との趣旨に鑑み、他船に供給する目的でバイオ燃料混合油（バイオ燃料の体積が 25%を超え 30%以下のものに限る。）を運送する液体化学薬品ばら積船について、適用される技術基準を油タンカー準拠とするため船舶検査心得の一部を別添のとおり改正しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

なお緩和される基準は船舶に対するもののみであり、船舶所有者、船長、乗組員等に対する基準・要件等は緩和されませんのでご留意ください。